

平成27年度の重要無線通信妨害の対応事例

平成27年10月、大阪府内において、港湾業務用無線に妨害が発生したため、現地調査を実施し、電波法で定める「著しく微弱」の範囲を超えた、トラックに設置された、カーナビに内蔵されたFMトランスミッタから発射される電波が原因であることを突き止めました。所有者に対して、当該設備の使用を止めるよう指導し、妨害を解消しました。

1. FMトランスミッタから港湾業務用無線への妨害



平成27年4月、愛知県において、鉄道無線に妨害が発生したため、現地調査を実施し、トラックに設置された、個人所有のアマチュア無線機から発射されている電波が原因であることを突き止めました。整備不良による不要発射が原因であるため、使用者に対して、当該設備の使用を止め、設備の点検を行うよう指導し、妨害を解消しました。

2. アマチュア無線機の不具合による鉄道無線への妨害



平成27年度の混信・妨害申告及び不法無線局の措置状況

1 混信・妨害申告の状況

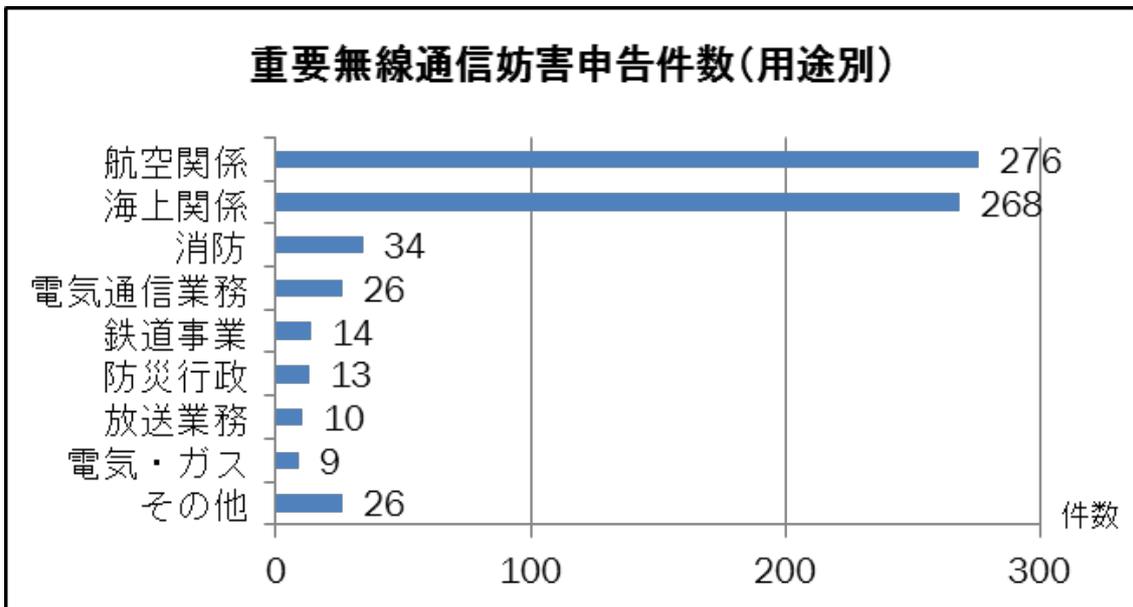
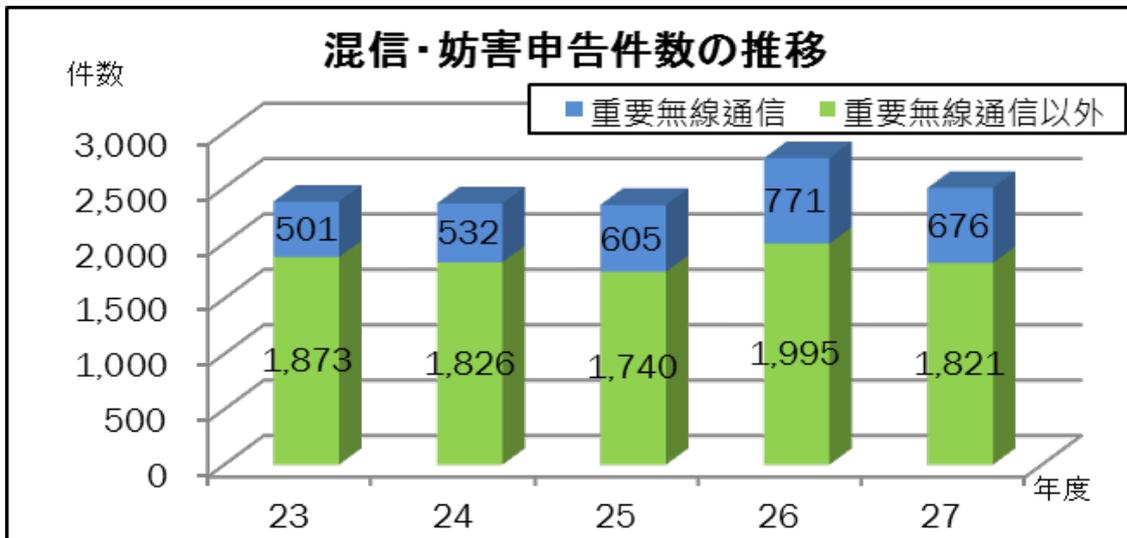
無線局に対する混信・妨害申告の総件数は2,497件であり、このうち、重要無線通信*を取り扱う無線局に対する混信・妨害申告は676件でした。

※ 重要無線通信：人命又は財産の保護、治安の維持、電気通信、放送、気象、電気、鉄道のための無線通信

○ 重要無線通信に対する申告の傾向

ア 前年度と比較して、重要無線通信妨害の申告件数は減少いたしました。

イ 無線局の用途別の申告数は、航空用無線局への混信妨害事案が276件（前年度347件）と最も多く、次いで海上関係、消防、電気通信業務に関する申告があり、傾向は変わっていません。



2 不法無線局の措置の状況

電波法に基づく免許を取得せずに無線局を開設又は運用した不法無線局 2,386 局を捕捉しました。このうち、悪質な 230 局については警察などへ告発を行いました。また、2,156 局については行政指導を行い、使用を停止させるなどの措置を行いました。

2,386 局のうち、不法3悪と呼ばれる不法市民ラジオ、不法アマチュア無線及び不法パーソナル無線は、全体の約 35%となっており、全体として、減少傾向にあります。

